

総務委員会資料

平成30年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第3号

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定
について

資料 新旧対照表

平成30年2月8日
総務企画局

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,251人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 390人以内</p> <p>イ 学校の職員 7,051人以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 1,417人以内</p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(定数外)</p> <p>第4条 休職者、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員、育児休業をしている職員、<u>大学院修学休業をしている職員</u>、<u>公益的法人等への派遣職員</u>、<u>外国の地方公共団体の機関等への派遣職員並びに消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員及び救急救命士の養成に係る研修中の消防吏員の数は、職員の定数外とする。</u></p> <p>2 前項に掲げる職員(消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員を除</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,262人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 386人以内</p> <p>イ 学校の職員 7,064人以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 1,407人以内</p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(定数外)</p> <p>第4条 休職者、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員、育児休業をしている職員、<u>公益的法人等への派遣職員</u>、<u>外国の地方公共団体の機関等への派遣職員及び消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員の数は、職員の定数外とする。</u></p> <p>2 前項に掲げる職員(消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員を除</p>

改正後	改正前
く。)が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。	く。)が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。

川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市上下水道局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第13号</p> <p>第1条 略 (職員の数)</p> <p>第2条 職員の数、<u>1,051</u>人以内とする。 (以下略)</p>	<p>○川崎市上下水道局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第13号</p> <p>第1条 略 (職員の数)</p> <p>第2条 職員の数、<u>1,066</u>人以内とする。 (以下略)</p>

川崎市交通局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市交通局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第14号</p> <p>第1条 略 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>526</u>人以内とする。 (以下略)</p>	<p>○川崎市交通局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第14号</p> <p>第1条 略 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>557</u>人以内とする。 (以下略)</p>